

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和27年政令第368号）第6条の12第2項、第6条の14第2項及び第3項（第6条の14の2第2項及び第6条の15第2項において準用する場合を含む。）、第6条の17並びに第6条の19の規定に基づき、防衛省の職員の昇給の基準等に関する訓令を次のように定める。

平成28年9月26日

防衛大臣 稲田 朋美

改正 平成29年 3月29日防衛省訓令第18号

改正 令和 5年10月18日防衛省訓令第97号

防衛省の職員の昇給の基準等に関する訓令

防衛省の職員の昇給の基準等に関する訓令（平成18年防衛庁訓令第64号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この訓令は、防衛省の職員（一般職に属する職員を除く。以下「職員」という。）の昇給の基準その他職員の昇給に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 訓戒等 訓戒等に関する訓令（昭和31年防衛庁訓令第33号）第2条第1項に規定する訓戒及び同条第2項に規定する注意をいう。
- (2) 昇給権者 任命権に関する訓令（昭和36年防衛庁訓令第4号）の定めるところにより職員の昇給を行う者及び防衛装備庁長官をいう。
- (3) 評価終了日 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の11に規定する昇給日（以下単に「昇給日」という。）の属する年の前年の9月30日をいう。
- (4) 能力評価 人事評価に関する訓令（平成28年防衛省訓令第56号）第5条第3項の規定による定期評価における能力評価をいう。
- (5) 業績評価 人事評価に関する訓令第5条第4項の規定による定期評価における業績評価をいう。
- (6) 全体評語 人事評価に関する訓令第6条第1項に規定する全体評語をいう。
- (7) 第1号職員 令第6条の14第1項第1号に掲げる職員、令第6条の14の2第1項第1号に掲げる昇給抑制等年齢職員及び令第6条の15第1項第1号に掲げる専門スタッフ職員をいう。
- (8) 第2号職員 令第6条の14第1項第2号に掲げる職員、令第6条の14の2第1項第2号に掲げる昇給抑制等年齢職員及び令第6条の15第1項第2号に掲げる専門スタッフ職員（職務の級が4級の専門スタッフ職員にあつては、同項各号列記以外の部分に規定する勤務成績が特に良好である専門スタッフ職員）をいう。
- (9) 第3号職員 令第6条の14第1項第3号に掲げる職員、令第6条の14の2第1項に規定する勤務成績が良好である昇給抑制等年齢職員及び令第6条の15第1項第3号に掲げる専門スタッフ職員（職務の級が3級以上の専門スタッフ職員にあつては、同項各号列記以外の部分に規定する勤務成績が良好である専門スタッフ職員）をいう。
- (10) 第4号職員 令第6条の14第1項第4号に掲げる職員、令第6条の14の2第1項に規定する勤務成績がやや良好でない昇給抑制等年齢職員及び令第6条の15第1項に規定する勤務成績がやや良好でない専門スタッフ職員をいう。
- (11) 第5号職員 令第6条の14第1項に規定する勤務成績が良好でない職員、令第6条の14の2第1項に規定する勤務成績が良好でない昇給抑制等年齢職員及び令第6条の15第1項に規定する勤務成績が良好でない専門スタッフ職員をいう。
- (12) 降任 自衛隊法（昭和29年法律第165号）第46条第1項の規定による降任をいう。
- (13) 停職 自衛隊法第46条第1項の規定による停職をいう。
- (14) 減給 自衛隊法第46条第1項の規定による減給をいう。

(15) 戒告 自衛隊法第46条第1項の規定による戒告をいう。

(平29省訓18・一部改正)

(防衛大臣の定める事由)

第3条 令第6条の12第2項に規定する防衛大臣の定める事由は、訓戒等（その対象となった事実の勤務成績に及ぼす影響の程度が軽微であると認められるものを除く。）を受けたこととする。

(昇給の基準)

第4条 昇給権者は、評価終了日以前における直近の能力評価及び直近の連続した2回の業績評価の全体評語（以下この条において「昇給評語」という。）がある職員について、当該職員が次の各号に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に掲げる職員の区分に決定するものとする。

(1) 昇給評語がいずれも「良好」の段階以上である職員（直近の能力評価の全体評語が「優良」の段階以上であり、かつ、直近の連続した2回の業績評価の全体評語がいずれも「良好」の段階である職員及び直近の能力評価の全体評価が「良好」の段階である職員にあつては、遠隔の地その他生活の著しく不便な地に所在する官署に異動し相当の期間勤務することとなったものその他の公務に対する貢献が顕著であると認められるものに限る。）のうち、勤務成績が極めて良好又は特に良好であるもの 第1号職員又は第2号職員

(2) 前号、次号及び第4号に掲げる職員以外の職員のうち、勤務成績が良好であるもの 第3号職員

(3) 昇給評語のいずれかが「やや不十分」の段階以下である職員のうち、勤務成績がやや良好でないもの 第4号職員

(4) 昇給評語のいずれかが「やや不十分」の段階以下である職員のうち、勤務成績が良好でないもの 第5号職員

2 昇給権者は、職員が国際機関又は民間企業に派遣されていたこと等の事情により、昇給評語の全部若しくは一部がない場合又は昇給評語を付された時において、人事評価に関する訓令第6条第2項第1号若しくは第2号に掲げる職員であった場合には、前項の規定にかかわらず、当該職員の人事評価の結果及び勤務成績を判定するに足りると認められる事実に基づき、同項各号に掲げる職員の区分のいずれかに決定するものとする。

3 昇給権者は、職員が次の各号のいずれかに掲げる職員に該当する場合には、前2項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる職員の区分に決定するものとする。

(1) 次に掲げる職員（第1項第4号に掲げる職員、前項の規定により第5号職員に該当する職員及び次号に掲げる職員を除く。） 第4号職員

イ 評価終了日以前1年間（当該期間の中途において新たに職員となった者にあつては、新たに職員となった日から評価終了日までの期間。以下この項及び第7項において「基準期間」という。）において、戒告の処分（次号イに規定するものを除く。）を受けた職員

ロ 基準期間において、前条に規定する事由に該当した職員

ハ 基準期間において、イに規定する処分を受けることが相当とされる行為をした職員

ニ 評価終了日の翌日から昇給日の前日までの間において、イからハまでに掲げる職員となり、防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和27年法律第266号。以下「法」という。）第5条第2項において準用する一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「一般職給与法」という。）第8条第6項後段の規定の適用を受けることとなった職員

(2) 次に掲げる職員 第5号職員

イ 基準期間において、降任の処分、停職の処分、減給の処分又は戒告の処分（その対象となった事実の勤務成績に及ぼす影響の程度が著しいと認められるものに限る。）を受けた職員

ロ 基準期間において、イに規定する処分を受けることが相当とされる行為をした職員

ハ 評価終了日の翌日から昇給日の前日までの間において、イ又はロに掲げる職員となり、法第5条第2項において準用する一般職給与法第8条第6項後段の規定の適用を受けることとなった職員

4 昇給権者は、前項第1号イ又は同項第2号イに掲げる職員で、前年以前の昇給日においてこれらの規定に掲げる処分の直接の対象となった事実に基づき同項第1号又は第2号に掲げる職員の区分

に決定された職員（次項に掲げる者を除く。）について、相当と認めるときは、これらの規定に掲げる職員に該当しないものとして取り扱うことができる。

- 5 昇給権者は、第3項第1号イからハまで又は同項第2号イ若しくはロに掲げる職員で、前年の昇給日において法第5条第2項において準用する一般職給与法第8条第6項後段の規定により第3項第1号又は第2号に掲げる職員の区分に決定された職員について、相当と認めるときは、これらの規定に掲げる職員に該当しないものとして取り扱うことができる。
- 6 昇給権者は、第3項各号に掲げる職員について、その者の勤務成績を総合的に判断した場合に同項各号に掲げる職員の区分に決定することが著しく不相当であると認められるときは、同項各号の規定にかかわらず、あらかじめ防衛大臣の承認を得て、同項第1号に掲げる職員を第3号職員に、同項第2号に掲げる職員を第3号職員又は第4号職員に決定することができる。
- 7 昇給権者は、職員が次の各号のいずれかに掲げる職員に該当する場合には、第1項から前項までの規定にかかわらず、当該各号に掲げる職員の区分に決定するものとする。
 - (1) 防衛大臣が別に定める事由以外の事由によって基準期間の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員（第1項第4号に掲げる職員、第2項の規定により第5号職員に該当する職員並びに第3項第2号及び次号に掲げる職員を除く。） 第4号職員
 - (2) 防衛大臣が別に定める事由以外の事由によって基準期間の2分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員 第5号職員
- 8 昇給権者は、前項の規定により職員の区分を決定することとなる職員について、その者の勤務成績を総合的に判断した場合に当該職員の区分に決定することが著しく不相当であると認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ防衛大臣の承認を得て、同項第1号に掲げる職員を第3号職員に、同項第2号に掲げる職員を第3号職員又は第4号職員に決定することができる。

（平29省訓18・一部改正、令5省訓97・一部改正）

（第1号職員又は第2号職員の割合等）

第5条 前条の規定により職員の区分を決定する職員の総数に占める第1号職員又は第2号職員の区分に決定する職員の数の割合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合以下とする。

- (1) 次に掲げる職員 第1号職員にあつては100分の10、第2号職員にあつては100分の30
 - イ 行政職俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの
 - ロ 令第6条の13各号に掲げる職員
 - ハ 専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が2級以上であるもの
 - (2) 前号、次号及び第4号に掲げる職員以外の職員 第1号職員にあつては100分の5、第2号職員にあつては100分の20
 - (3) 次に掲げる職員（期末手当及び勤勉手当に関する訓令（平成2年防衛庁訓令第47号）第1条各項に該当する職員を除く。） 100分の20（そのうち第1号職員にあつては、100分の5）
 - イ 自衛隊教官俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が1級であるもの
 - ロ 行政職俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が2級以下であるもの
 - ハ 行政職俸給表(二)の適用を受ける職員でその職務の級が1級であるもの
 - ニ 教育職俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が1級であるもの
 - ホ 研究職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が2級以下であるもの
 - ヘ 医療職俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が1級であるもの
 - ト 医療職俸給表(二)の適用を受ける職員でその職務の級が2級以下であるもの
 - チ 医療職俸給表(三)の適用を受ける職員でその職務の級が2級以下であるもの
 - リ 自衛官俸給表の適用を受ける職員でその階級が准陸尉、准海尉又は准空尉以下であるもの（次号に掲げる職員を除く。）
 - (4) 自衛隊法第36条の規定により任用期間を定めて任用されている職員 第1号職員にあつては100分の2、第2号職員にあつては100分の6
- 2 一の昇給日において前条の規定により第1号職員又は第2号職員に決定する職員の昇給の号俸数の合計は、昇給日における職員の定員、前項に定める割合等を考慮して防衛大臣が定める号俸数を

超えてはならない。

(防衛大臣の定める数等)

第6条 令第6条の14第2項(令第6条の14の2第2項及び第6条の15第2項において準用する場合を含む。次項において同じ。)に規定する防衛大臣の定める数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる数とする。

- (1) 次号から第4号までに掲げる職員以外の職員 4
 - (2) 行政職俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び令第6条の13各号に掲げる職員(次号に掲げる職員を除く。) 3
 - (3) 令第6条の14の2第1項に規定する昇給抑制等年齢職員及び専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの 0
 - (4) 専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が2級であるもの 1
- 2 令第6条の14第2項に規定する防衛大臣の定める職員は、前年の昇給日後に新たに職員となり初任給として受けるべき号俸を決定された職員又は昇給日後に令第6条の6第4項若しくは第5項、第6条の9若しくは第6条の10の規定により号俸を決定された職員であつて、当該号俸の決定に係る事情等を考慮した場合に、その者の昇給の号俸数を令第6条の14第2項に規定する相当する号俸数とすることが部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるものとし、これらの職員に係る同項に規定する防衛大臣の定める号俸数は、第4条の規定を適用した場合において決定される職員の区分に応じ、令第6条の14第1項各号、第6条の14の2第1項各号又は第6条の15第1項各号に定める号俸数を超えない範囲内で、部内の他の職員との均衡を考慮して決定する号俸数とする。
- 3 令第6条の14第3項(令第6条の14の2第2項及び第6条の15第2項において準用する場合を含む。)に規定する防衛大臣の定める異動は、令第6条の10の規定により号俸の決定が行われる異動とする。

(平29省訓18・一部改正)

(研修等による昇給)

- 第7条** 令第6条の17に規定する研修は、あらかじめ防衛大臣が内閣総理大臣と協議して指定する教育訓練課程とし、当該教育訓練課程の成績が特に良好であると認められる場合における同条に規定する防衛大臣の定める日は、当該教育訓練課程の成績が認定された日から同日の属する月の翌月の初日までの日とする。
- 2 令第6条の17に規定する防衛大臣が定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、当該場合における同条に規定する防衛大臣の定める日は、当該各号に掲げる日とする。
- (1) 組織、編成若しくは定員の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じたことにより退職する場合 退職の日
 - (2) 生命をとして職務を遂行し、そのため危篤となり、又は著しい障害の状態となった場合その他特に必要があると認められる場合(あらかじめ防衛大臣の承認を得たものに限る。) 防衛大臣が承認の都度定める日

(記録等)

第8条 昇給権者は、職員の昇給の実施状況を適切に記録しなければならない。

- 2 昇給権者は、第4条の規定により職員を第4号職員又は第5号職員に決定した場合には、当該職員に対してその根拠となる規定を文書で通知するものとする。

(委任規定)

第9条 防衛大学校長、防衛医科大学校長、防衛研究所長、統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長、情報本部長、防衛監察監、地方防衛局長及び防衛装備庁長官は、この訓令を実施するため必要な事項について別に定めることができる。

附 則 (抄)

(施行期日)

第1条 この訓令は、平成29年10月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月29日防衛省訓令第18号)

この訓令は、平成29年10月1日から施行する。

附 則 (令和5年10月18日防衛省訓令第97号)

この訓令は、公布の日から施行する。